

## 令和 7 年度下半期認定調査員新規研修(W e b 研修)について

7 福祉高介第 1 1 3 7 号

令和 7 年 9 月 3 0 日

## 1 概要

東京都における認定調査員新規研修については、「東京都認定調査員研修実施要綱」（平成 1 2 年 8 月 2 1 日付 1 2 高介推第 1 5 7 号。以下「研修実施要綱」という。）に基づき、講義形式によって実施しているところである。

また、令和 2 年度より e ラーニング等を活用した研修形式により、認定調査員新規研修を実施してきた。令和 7 年度下半期においては、引き続いて下記 8 に定める期間、都が実施する新規研修については本通知に基づく研修形式により実施するものとする。

## 2 対象者

新規に認定調査に従事する者及び従事することが予定される者

## 3 研修教材

いずれも、受講者が次の各 URL へのアクセス等により、下記 4 の研修実施方法の ( 5 ) について履修すること。

- ( 1 ) 「要介護認定 認定調査員テキスト 2 0 0 9 改訂版」

[https://nintei.net/researcher\\_text/](https://nintei.net/researcher_text/)

※受講者への冊子配付は区市町村から行うものとする。

- ( 2 ) 厚生労働省要介護認定適正化事業 H P 研修動画

- ・「認定調査の基本的な考え方」講義動画（認定調査員能力向上研修会／東京会場（平成 2 6 年 7 月 1 6 日）の講義模様、1 時間 2 4 分 5 0 秒）
- ・「介護認定審査会の手順と特記事項の書き方」解説動画（2 0 分 1 0 秒）
- ・ e ラーニングに掲載されている動画教材（1 時間 1 1 分 5 0 秒）※

<https://nintei.net/material1/>

※ ( 3 ) の e ラーニングシステムの「学習教材」にも同じ教材が掲載されている。

- ( 3 ) 認定調査員向け e ラーニングシステム（利用申込の WEB フォーム）

<https://yokaigo-nintei.learning-ware.jp/sales/apply/top?id=9f6bc49fa5e40b2a60658314d2c0dbc373740df51421c8cc0ac789efb83e1272>

#### 4 研修実施方法（詳細は「フロー図」のとおり）

- (1) 本通知の別紙2により、区市町村は研修受講を希望する者に対して、本研修について周知する。（別紙2以外の内容（区市町村独自の日程管理その他の個別事項）について、区市町村は適宜追加して構わない。）
- (2) 受講を希望する者は、区市町村に対して受講を申し込む。
- (3) 区市町村は、受講希望者からの申請を取りまとめ、別表「令和7年度下半期東京都認定調査員新規研修受講者名簿(W e b 研修)」を作成する。  
（この時点では別表の東京都への提出は不要）
- (4) 区市町村はあらかじめ受講者に「厚生労働省認定調査員向けシステム 認定調査員マニュアル」、及び別紙3に基づいてアンケートデータを送付する。
- (5) 受講者は直接eラーニングのアカウント登録を行い、ログインID及びパスワードを取得する。
- (6) 受講者は、ログインID等の取得後、直ちに上記3の研修教材について以下の順序で履修する。
  - ① 3（1）の「要介護認定 認定調査員テキスト2009改訂版」を読了し、記載内容を理解する。
  - ② 3（2）で指定する動画を全て視聴し、記載内容を理解する。
  - ③ 3（3）の認定調査員向けeラーニングシステムに収載されている講座のうち、次の課題をシステム上で回答し、正解内容を確認・理解する。
    - ・アンケート
    - ・全国テスト
    - ・問題集 初学者問題集
- (7) 受講者は研修教材を履修後、「認定調査員向け講座」のページに自身の履修結果として、①自身の氏名が右上に記載されていること、②「アンケート」、「全国テスト」、及び「問題集 初学者問題集」に『✓』（チェックマーク）が入っていることを確認する。また、当該ページは個人の履修状況に当たるため、スクリーンショットとして保存し、パスワードを付した形式で区市町村にスクリーンショット及びアンケートを送付する  
なお、区市町村に独自の規定がある場合には、その規定により行うこととする。
- (8) 区市町村は上記4（7）の要件を満たして受講を確認した者について、①別記様式「東京都認定調査員新規研修修了報告書(W e b 研修)」、②修了年月日を記入した別表「令和7年度下半期東京都認定調査員新規研修受講者名簿(W e b 研修)」、③履修結果のスクリーンショット、④別紙3に基づくアンケートの4点について、パスワードを付した形式で、下記8で定める期間内に東京都に提出する。  
なお、履修結果のスクリーンショットに関しては、パスワード管理のもと送付すること。

(9) 東京都は、修了を確認できた受講者について研修修了者名簿に登載し、修了証を発行する。

#### 5 受講者の認定調査員資格について

(1) 本通知に基づき研修を修了した受講者は、区市町村を通して研修修了証の交付を受けた時点で認定調査員資格を有し、認定調査に従事できるものとする。なお、東京都の研修修了者名簿に登録されたことを確認できた場合は、その時点から認定調査員資格を有し、認定調査に従事できるものとする。

(2) 区市町村は、本通知に基づく研修修了者に対し、認定調査員テキスト等の資料の熟読、eラーニングシステムの「問題集」への継続回答、現任研修への参加等、認定調査に関する知識、技能向上に必要な学習を促すものとする。

#### 6 区市町村に実施委託する研修について

本通知によらず、「認定調査員等研修の実施委託に係る取扱要領」（平成19年4月24日付19福保高介第79号。以下「取扱要領」という。）に基づく委託研修については、従前のおり研修実施要綱及び取扱要領により実施することができる。

#### 7 別記様式等の提出方法

上記4(8)の提出物については、下記アドレス宛にメールにより提出する。

S1140602@section.metro.tokyo.jp

※メール件名は「(区市町村名) 認定調査員新規研修修了報告(Web研修)」、各様式のファイル名は「(区市町村名) 別記様式」、「(区市町村名) 別表」、スクリーンショットのファイル名は「(区市町村名) 受講状況」と表示すること。

※別表に記入する修了年月日は、区市町村で受講の確認を行った日付を記入すること。

※原則として、上記の各ファイルについては月に一度を目安にまとめて提出すること。ただし、日程をずらして分割提出する必要がある場合には、事前に東京都に相談すること。

#### 8 別記様式の提出期間

令和7年10月1日から令和8年3月19日まで

#### 9 その他

本通知に係る取扱いは、今後の国の通達及び社会情勢等により変更することがある。変更する場合には、別途通知する。

【フロー図】

